

問題のいきさつとなったのは、不法滞在者の人口増加に伴い、麻薬犯罪や人身売買の問題を懸念したアリゾナ州が4月23日に上院法案（SB1070）として州独自の移民法を制定し、1週間後に州知事が署名したことである。この法は7月29日から施行されるはずであったが、移民法は連邦政府に権威があり、州独自で制定したこの法の一部は憲法違反であるとして、施行前日の28日、アメリカ合衆国地方裁判所のスーザン・ボルトン判事は、この法の最も肝心な部分、つまり人道的に問題があるとされている部分のみを封鎖する判決を下した。これを不服としたアリゾナ州は、次ぎの段階として、サンフランシスコを拠点とし、カリフォルニア、ワシントン州などを含む最も大きな裁判所であるアメリカ合衆国第9巡回裁判所に控訴すると反発している。場合によっては最高裁まで持ち込まれる可能性がある。

7月28日に一般公開されたアメリカ合衆国対アリゾナ州の判例文書 No. CV 10-1413-PHX-SRBによると、SB1070にはかなり多数の細かい内容が規定されているが、合計13の条項で構成されている。基本的には、連邦政府の移民法は手ぬるいとして、アリゾナ州政府が州内で移民法の強化を義務づけることを目的として制定されたものである。論議の中心になったのは、主に条項2—B、条項3、条項5—C、条項6—Aの4項目であり、アメリカ合衆国地方裁判所はこれらの部分を違憲としている。

SB1070の条項2—Bは「ある一定の状況下で警察官がある特定の人物に尋問する」とを合法化している。この条項の争点は、どのような状況下でどのような人物が疑わしいのかを具体的に示しておらず、疑わしい人、又は一見して不法移民だと思えるような移民は全て警察官が捕え尋問することができるとの解釈から、人種差別につながることや、観光中の外国人、合法滞在の移民なども標的になりやすく、職権の乱用に繋がることが懸念されていたためである。

SB1070の条項3は「移民は常に書類を申請し携帯する」ことを要求しており、これに従わない移民は犯罪者と見なす内容になっている。グリーンカードや合法的移民である事を証明する書類を常に携帯する義務は、すでに連邦政府の移民法で定められており、条項3はアリゾナ州が同じ法の制定を別に要求したものである。これに対するボルトン判事の判決要点は、基本的に「州が起訴し及び罰則を与えんとする法の制定は、すでに存在している総括的な連邦政府の移民法を妨害する」ものであり、不法滞在者を犯罪者扱いし、外国人に対するハラスメントにつながるとしてこれを却下した。連邦政府の移民法では、民事法及び犯罪法に基き、不法滞在者を一時拘留し送還できることは定めて

いるが、州にこの権利を与えていない。この条項は、アリゾナ州が不法移民に徹底して反対している姿勢が窺える。

条項 5—C は、法的に認可されていない外国人による就業、及び不法滞在による移民を輸送、または匿うことを犯罪であるとしている。これに対し、ボルトン判事は、連邦政府は既に細かい分類に基づいて、どのタイプの移民が就労でき、誰ができないのかアメリカ合衆国の議会が規定しており、これに反した者であっても不正な手段を用いて就労していない限り罰しないことを選択した連邦政府の法律と異なる法律を州は制定できないとしている。このような議会の選択は、不法移民を雇用せざるをえない企業又は小規模ビジネスを保護するためでもある。アリゾナ州は条項 5—C により新たに犯罪法を制定したことになり連邦政府の移民法を妨害しているということである。

条項 6—A は、相当な根拠に基づき、公的に何らかの違反を犯したと思える人物は合衆国から追放できるため、アリゾナ州の警察官は逮捕状なくして逮捕することが出来るとしている。アメリカ合衆国地方裁判所の判決の要点は、外国人が国外追放されやすい立場にあるため、合法及び不法に関係なく、明らかに「外国人だけをターゲットにしている」ため、これを違憲であるとしている事である。以上の判決に反発したアリゾナ州の女性知事は、最後まで戦う意志があることを表明しているが、アメリカ合衆国憲法第 6 条は連邦法の最高位条項を明白にしている。つまり、「連邦法が州法より優位であり、州は連邦に先駆けた移民法の制定はできない」ことになっているため、おそらく税金の無駄使いになるのではないだろうか。

CNN ニュースは 28 日、アメリカ国民の約 60% がアリゾナ州を支持しており、支持者は「連邦政府は移民法を強化していない」と思っていると伝えた。また、経済不況の現状では弱い立場の不法労働者が「不満のスケープゴート」にされやすいとも述べている。事実、この 60% に属する人たちの共通する意見は「不法移民は税金も払わず、アメリカ人の仕事を奪っている」である。

ところが、不法移民に同情的な人たちの共通の意見は全く逆である。例えば、失業率 9.5% の現在でも、灼熱の太陽の下で、長時間農作業をしたがるアメリカ人はほとんどいないため、「低賃金で 3K に従事してくれるのは結局不法移民であり、税金も払っている為アメリカの経済を救っている」と主張する。事実、数年前からワシントン、ポス

ト紙やニューヨーク・タイムス紙など主なメディアは不法移民が税金を払っていることを検証している。

2008年4月のUSA TODAYは、概略見積もっても不法移民が支払う社会保障税の総額だけでも年間90億ドルに達し、連邦政府に支払う所得税やメディケア税などを合わせると相当な額にのぼると報じている。同誌は、アメリカ合衆国内国歳入庁（IRS）が認可したテネシー州の非営利組織でボランティア職員として、不法移民の税金書類作成を援助する女性が「不法移民だから税金を払っていないと考えるのは間違いだ」と指摘した声を載せている。また、連邦政府は不法移民が社会保障税を支払うことを禁じているが、「IRSは、支払者の不法又は合法性など管轄外の問題については厳密にチェックしていない」ようだ。このようなIRSの現状を知らない不法移民も多いが、彼等は「税金は支払うが、将来、社会保障金の支払を受けるチャンスはほとんどない」と報じている。

アリゾナ州の一連の影響で不法移民の数は幾分減少しているものの、引き続き、低賃金及び3K労働者の需要が高いアメリカに不法移民の流入が絶えない原因は、上記したような様々な現状も含め需要と供給の原理を考慮した場合、ある程度必然的だと言える。不法移民就労人口が増えつつある日本にとっても単に傍観できない問題である。